

一、 滝本重子（重子カダヤカ）ヲ解雇セント
 二、 積立金払戻シ程事ヲ積立金金庫
 三、 同盟ノダヤカ中一人ヲリトテ解雇シテ協会ノ金員退職ス
 四、 他方ノ人ニ替ル時ノ其ノ者ノ中傷ヲセムコト
 解決条件一、 向フ三月以内ニ改進黨ヲ解散ス（但シ出獄
 許可ニ至ル迄ハ止ムコト）
 二、 積立金以何金庫ス 三、 今面ノダヤカノ議理者ヲ出サ
 四、 積立金ヲ他人ヲ解散シ又ハ使役シ団体行動ニ出ントシム
 五、 解雇セントスルコト